

別表

介護従事者の確保に関する事業

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
介護の普及啓発事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護の普及啓発事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1) セミナー・講習会等 1回当たり200千円	介護及び介護の仕事の理解促進・普及啓発を目的として愛知県内で行うセミナー・講習会等の開催に必要な次の経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広報料、手数料）、委託料、使用料（会場使用料、大道具等借上料）	市町村（介護保険の保険者である広域連合を含む。（以下、この表において「市町村等」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年五月二十六日法律第三十号）第40条第2項第1号から3号に基づく介護福祉士養成施設（以下、この表において「介護福祉士養成施設」という。）を運営する法人、福祉関係職能団体、介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所・施設（以下、この表において「介護事業所」という。）を運営する法人、その他介護分野の専門性を有する団体	3/4
		(2) イベント（講演会・シンポジウム等、就職説明会・業界説明会） 1回当たり3,414千円	介護及び介護の仕事の理解促進・普及啓発を目的として愛知県内で行うイベントの開催に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	市町村等	3/4
		(3) 職場体験 1人につき 1日当たり 6千円	福祉・介護の仕事に関心を有する者に対して実施する職場体験において必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	市町村等	3/4
		(4) 普及啓発資材等作成 1事業者当たり 500千円	介護に従事していない者への介護に関する普及啓発を目的としたリーフレットやポスター等の作成等に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料	市町村等、介護福祉士養成施設を運営する法人、福祉関係職能団体、介護事業所を運営する法人、その他介護分野の専門性を有する団体	3/4

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
介護人材資質向上事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護人材資質向上事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1)市町村補助金 ①市町村等が、事業所職員等に対し研修を実施した場合 1回当たり 704千円	市町村等が事業所職員等に対して行う、介護従事者の資質の向上を図るための研修の実施に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	市町村等	3/4
		②市町村等が、事業所の行う研修に対して助成した場合 1回当たり 150千円	事業所が行う介護従事者の資質向上を図るための研修に対して市町村等が助成する次の経費 負担金、補助金及び交付金		
		③市町村等が、事業所が負担する職員の研修受講料に対して助成した場合 市町村等が負担した額	事業所が従業者に介護従事者の資質向上を図るための研修を受講させるために負担した受講料に対して市町村等が助成する次の経費 負担金、補助金及び交付金		
		(2)介護人材養成関係団体補助金 ①介護従事者資質向上補助金 1回当たり 101千円	関係団体が介護の仕事に従事している者やこれから従事しようとする者に対して介護技術の向上及び取得等のために実施する研修の開催に必要な次の経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料（会場使用料）、賃借料	介護福祉士養成施設を運営する法人、介護分野の専門性を有する団体	3/4
		②介護事業所従事者育成支援補助金 1回当たり 150千円	関係団体が派遣する講師が、事業所の個々の要望や実状に合わせた研修のプログラムを作成し、介護職員として必要な知識・技術に関する研修の開催に必要な次の経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料（会場使用料）、賃借料	介護福祉士養成施設を運営する法人	3/4
		③外国人介護留学生学習支援事業費補助金 1時間当たり 3,700円	介護福祉士養成施設が外国人留学生に対して行うカリキュラム外講義の開催に必要な経費 賃金、超過勤務手当、報償費（謝金）、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費、使用料及び賃借料、委託料	介護福祉士養成施設を運営する法人	3/4

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
介護支援専門員研修受講支援事業	令和7年4月11日付け7高福第48号福祉局長通知の「介護支援専門員研修受講支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	市町村等が、介護施設・事業所が負担する介護支援専門員の研修受講料に対して助成した場合	介護施設・事業所が従業者に介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格取得又は資格更新のための研修を受講させるために負担した受講料に対して市町村等が助成する次の経費 負担金、補助金及び交付金	市町村等	10/10
		(1) 市町村等が介護施設・事業所が負担した額の3/8を上限として補助した場合			3/4
		市町村等が負担した額 (2) それ以外の場合 市町村等が負担した額			
研修受講支援事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「研修受講支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1) 喀痰吸引等研修 ① 1号、2号研修 1人当たり 180千円 ② 3号研修 1人当たり 60千円	従業者に喀痰吸引等研修を受講させるために必要な経費 (介護事業所が直接負担する受講料又は、受講者が支払った受講料に対する支給金(いずれもテキスト代、保険料、事務手数料を含み、交通費、郵送料、基本研修の再試験代、実地研修の再評価代、補講代を除く。))	介護事業所を運営する法人	1/2
		(2) アセッサー講習 1人当たり 20千円			3/4
キャリアパス対応生涯研修事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「キャリアパス対応生涯研修事業実施要綱」に基づき実施する事業	5,809千円	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が行うキャリアパス対応生涯研修事業のために必要な次の経費 人件費(給与、手当、社会保険料等)、賃金、報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費等購入費、会議費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、賃借料、負担金	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	10/10
介護福祉士資格取得支援事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「介護福祉士資格取得支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	1時間当たり 1,250円 ただし、研修時間数の3倍を補助基準の上限とする。	介護現場に従事する者が研修を受講する際に必要な代替職員の確保に必要な人件費及び委託料(労働者派遣料に限る。) 注) 上記「人件費」とは、事業者の定める給与規定等に基づき、代替職員に対して支給された給与等(賞与、通勤費、各種手当を含む。)と社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料及び労働保険料)事業主負担分との合計。	介護事業所を運営する法人	1/2

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
法律相談等支援事業	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「法律相談等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	5,956千円	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が介護事業所に対して行う、専門相談対応に必要な次の経費 人件費（給与、手当、社会保険料等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	10/10
認知症地域医療支援等事業	平成27年4月15日老発0415第6号厚生労働省老健局長通知の別添「認知症地域医療支援事業実施要綱」（第8普及啓発推進事業を除く。）に基づき実施する事業及び平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「認知症対応病院個別指導事業実施要綱」に基づき実施する事業	6,438千円	認知症地域医療支援等事業の実施に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	名古屋市	3/4
認知症介護者等養成研修事業	平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知の参考2「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（4(1)認知症介護基礎研修、4(2)実践研修及び(6)認知症介護指導者養成研修を除く。）に基づき実施する事業	1,340千円	認知症介護実践者等養成事業の実施に必要な次の経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	名古屋市	3/4
認知症バリアフリー推進事業（市民後見推進事業）	平成27年10月29日付け27地福第1119号健康福祉部長通知の「市民後見推進事業実施要綱」に基づき実施する事業	1 市町村当たり 4,000千円	認知症バリアフリー推進事業（市民後見推進事業）の実施に必要な次の経費 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	市町村	3/4

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率																														
介護施設内保育所運営事業	介護従事者が働きながら子育てができるよう介護施設内に設置した保育施設を運営する事業（介護施設の介護従事者の児童に係る保育を対象とする。）	各介護施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護施設、介護医療院）内保育施設につき、1の補助基準の区分に応じて、2により算定した基本額より、3により算定した保育料収入相当額を控除した額。 1 補助基準 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>児童数</th><th>保育時間</th><th>保育士等人数</th><th>保育料</th><th>対象面積</th></tr> <tr> <td>I 型</td><td>1人以上</td><td>8時間以上</td><td>2人以上</td><td rowspan="4">月額 10,000円 以上</td><td rowspan="4">児童1人 当たり 1.65㎡</td></tr> <tr> <td>II 型</td><td>4人以上</td><td>8時間以上</td><td>2人以上</td></tr> <tr> <td>III 型</td><td>10人以上</td><td>10時間以上</td><td>4人以上</td></tr> <tr> <td>IV 型</td><td>20人以上</td><td>10時間以上</td><td>7人以上</td></tr> <tr> <td>V 型</td><td>30人以上</td><td>10時間以上</td><td>10人以上</td><td></td><td></td></tr> </table> 2 基本額 (1) I 型 1人×180,800円 ×運営月数 (2) II 型 2人×180,800円 ×運営月数 (3) III 型 4人×180,800円 ×運営月数 (4) IV 型 5人×180,800円 ×運営月数 (5) V 型 6人×180,800円 ×運営月数 3 保育料収入相当額 (1) I 型 24,000円×運営月数 ×1人 (2) II 型 24,000円×運営月数 ×4人 (3) III 型 24,000円×運営月数 ×10人 (4) IV 型 24,000円×運営月数 ×14人 (5) V 型 24,000円×運営月数 ×18人	区分	児童数	保育時間	保育士等人数	保育料	対象面積	I 型	1人以上	8時間以上	2人以上	月額 10,000円 以上	児童1人 当たり 1.65㎡	II 型	4人以上	8時間以上	2人以上	III 型	10人以上	10時間以上	4人以上	IV 型	20人以上	10時間以上	7人以上	V 型	30人以上	10時間以上	10人以上			左記2の事業の実施に必要な次に掲げる経費 (1) 保育士等の人件費（給料・諸手当等） (2) 委託料（内訳は人件費とする。） ※開所期間が1月に満たない場合は対象外とする。	介護事業所を運営する法人	2/3
区分	児童数	保育時間	保育士等人数	保育料	対象面積																														
I 型	1人以上	8時間以上	2人以上	月額 10,000円 以上	児童1人 当たり 1.65㎡																														
II 型	4人以上	8時間以上	2人以上																																
III 型	10人以上	10時間以上	4人以上																																
IV 型	20人以上	10時間以上	7人以上																																
V 型	30人以上	10時間以上	10人以上																																

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率																								
喀痰吸引等整備事業	平成29年6月14日付け29地福第351号健康福祉部長通知の「喀痰吸引等整備事業実施要綱」に基づき実施する事業	1登録研修機関当たり 1,000千円	登録の申請に先立ち喀痰吸引等研修の実施に必要な機械器具を購入する経費 備品購入費（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン、吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式、人体解剖模型）	社会福祉士及び介護福祉士法附則第6条の規定に基づき新たに登録研修機関として愛知県へ登録の申請をしようとする者	1/2																								
外国人介護留学生奨学金給付等支援事業	令和6年10月9日付け社援基発1009第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び平成31年4月1日付け31地福第220号福祉局長通知の「外国人介護留学生奨学金給付等支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	介護福祉士資格の取得を目指す留学生1人につき下表のとおり	介護事業所を運営する法人が、介護福祉士資格の取得を目指す留学生に対し支給する奨学金等に要する下表の経費	介護事業所を運営する法人	1/3																								
<table><tr><th>対 象</th><th>経 費</th><th>基 準 額</th><th>対 象 期 間</th></tr><tr><td rowspan="2">日本語学校</td><td>学費</td><td>50,000円 月額</td><td rowspan="2">1年以内</td></tr><tr><td>居住費などの生活費※1</td><td>30,000円 月額</td></tr><tr><td rowspan="4">介護福祉士養成施設</td><td>学費</td><td>50,000円 月額</td><td rowspan="4">正規の就学期間※2</td></tr><tr><td>入学準備金</td><td>200,000円 1回限り</td></tr><tr><td>就職準備金</td><td>200,000円 1回限り</td></tr><tr><td>介護福祉士試験受験対策費用</td><td>40,000円 1回限り</td></tr><tr><td></td><td>居住費などの生活費※1</td><td>30,000円 月額</td><td></td></tr></table> ※1) 家賃の他、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。 なお、補助事業者が1年度で360,000円を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合は、以下①②のとおり基準額の加算を行う。 ①月20,000円の加算 ②入居に係る初期費用等について、該当月（1回／年度）に限り、月50,000円の加算 ※2) 病気等真にやむを得ないと知事が認める事由により留年した場合は対象期間に含める。						対 象	経 費	基 準 額	対 象 期 間	日本語学校	学費	50,000円 月額	1年以内	居住費などの生活費※1	30,000円 月額	介護福祉士養成施設	学費	50,000円 月額	正規の就学期間※2	入学準備金	200,000円 1回限り	就職準備金	200,000円 1回限り	介護福祉士試験受験対策費用	40,000円 1回限り		居住費などの生活費※1	30,000円 月額	
対 象	経 費	基 準 額	対 象 期 間																										
日本語学校	学費	50,000円 月額	1年以内																										
	居住費などの生活費※1	30,000円 月額																											
介護福祉士養成施設	学費	50,000円 月額	正規の就学期間※2																										
	入学準備金	200,000円 1回限り																											
	就職準備金	200,000円 1回限り																											
	介護福祉士試験受験対策費用	40,000円 1回限り																											
	居住費などの生活費※1	30,000円 月額																											
外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業	令和6年10月9日付け社援基発1009第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び令和2年8月12日付け2高福第698号福祉局長通知の「外国人介護人材受入施設等環境整備支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	1事業所当たり 300千円	外国人介護人材と日本人職員や介護サービス利用者との相互間のコミュニケーション支援に資する取組、外国人介護人材の介護福祉士の資格取得に必要な取組、及び外国人介護人材の生活支援に必要な取組に必要な次の経費 賃金、報償費、諸手当、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金、備品購入費	介護事業所を運営する法人	2/3																								
介護人材確保対策連携支援事業	令和2年8月12日付け2高福第698号福祉局長通知の「介護人材確保対策連携支援事業実施要綱」に基づき実施する事業	1市町村等当たり 282千円	市町村等における、行政、介護事業者及び関係団体等から構成される介護従事者の確保・定着へ向けた総合的な取組を推進する協議会等の設置・運営に必要な次の経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料	市町村等	3/4																								

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率												
介護福祉士等修学資金貸付事業	令和3年5月7日付け社援基発0507第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業	(1) 貸付額 対象者1人につき下表のとおり (2) 貸付事務費 5,947千円	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会が行う介護福祉士等修学資金貸付事業のために必要な次の経費 (1) 介護福祉士等修学資金貸付事業としての貸付額 (2) 貸付事務費 給料、職員手当等、報償費、共済費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費）、使用料、賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会	10/10												
<table><tr><td colspan="2">福祉系高校修学資金貸付事業</td></tr><tr><td>修学準備金</td><td>入学時の貸付けに限り30,000円</td></tr><tr><td>介護実習費</td><td>一年度当たり30,000円</td></tr><tr><td>国家試験受験対策費用</td><td>一年度当たり40,000円</td></tr><tr><td>就職準備金</td><td>卒業時の貸付けに限り200,000円</td></tr><tr><td colspan="2">介護分野就職支援金貸付事業 200,000円</td></tr></table>						福祉系高校修学資金貸付事業		修学準備金	入学時の貸付けに限り30,000円	介護実習費	一年度当たり30,000円	国家試験受験対策費用	一年度当たり40,000円	就職準備金	卒業時の貸付けに限り200,000円	介護分野就職支援金貸付事業 200,000円	
福祉系高校修学資金貸付事業																	
修学準備金	入学時の貸付けに限り30,000円																
介護実習費	一年度当たり30,000円																
国家試験受験対策費用	一年度当たり40,000円																
就職準備金	卒業時の貸付けに限り200,000円																
介護分野就職支援金貸付事業 200,000円																	
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）	令和6年10月9日付け社援基発1009第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び令和5年9月12日付け5高福第2704号福祉局長通知の「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（介護施設等）実施要綱」に基づき実施する事業	(1) 日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備 候補者1人当たり 150千円 (ただし、年度途中から就労を開始する者や帰国等する者については、就労実態に応じて補助基準額を月割りすることとし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。) (2) 喀痰吸引等研修の受講 候補者1人当たり 75千円 (3) 研修を担当する者の活動 1 受入施設当たり 60千円	就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する次に掲げる経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金、受講料に限る。）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。) 就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生労働省令第49号）附則第13条第1号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修）の受講に要する次に掲げる経費 旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金、受講料に限る。) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する次に掲げる経費 諸手当（受入施設の研修担当者にかかるものに限る。)	介護事業所を運営する法人	10/10												

1 基金事業	2 交付の対象	3 基準額	4 対象経費	5 補助事業者	6 補助率
外国人介護人材技能向上研修事業	令和6年10月9日付け社援基発1009第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知に基づき実施する事業及び令和5年9月12日付け5高福第2704号福祉局長通知の「外国人介護人材技能向上研修事業実施要綱」に基づき実施する事業	(1)介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施 研修1日あたり 250千円	県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上することを目的とした集合研修等の実施に要する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）	介護福祉士養成施設を運営する法人、介護分野の専門性を有する団体	10/10
		(2)外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施 研修1日あたり 250千円	外国人介護人材受入施設における受入体制整備を推進することを目的とした外国人介護人材受入施設等（受入予定施設等を含む）の職員を対象にした研修の実施に要する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）		
		(3)研修講師の養成研修の実施 研修1日あたり 250千円	上記(1)又は(2)に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的とした当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するための研修の実施に要する次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費）、会議費、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料、広告料、保険料）、使用料、賃借料、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）		